

ロハ改組ハ主イニテ全官業共済組合組織會ヲ新ニマゼリ、ハ
 支那ノ急要ナルロイハニシテ、
 改組ノ趣意全ク、
 諸ノ商會全官業ノ共済ヲ支給スルニシテ、
 全日俸員諸ノ自業ノ六マテ組織スルニシテ、
 組合ノ組合ニシテハ共済組合ニシテ、
 全日俸員諸ノ自業ノ六マテ組織スルニシテ、

ハ、
 改組ノ趣意全ク、
 諸ノ商會全官業ノ共済ヲ支給スルニシテ、
 全日俸員諸ノ自業ノ六マテ組織スルニシテ、
 組合ノ組合ニシテハ共済組合ニシテ、
 全日俸員諸ノ自業ノ六マテ組織スルニシテ、

財団法人協同會大阪支所

針デアル我々ガ從來掛金ヲ増額シタル主ナル理由ハ掛金還付主
 義ガ確立サレテキナカツタメデアルガコレハ一昨年ノ改正ニ
 依リ解決シタカラ問題ガナイ次ニ共済組合デ年金制度ヲ實施ス
 ルガタメニ現在ノ定期職工制度ヲ廢止スルガ如キコトハナイト
 信ズル

◎會費制度改正斷行

會費ハ勞働組合ノ税金デアル然ルニ官業勞働組合ノ會費ハ何レ
 モ極メテ少額デアツテ充分ナル活動並ニ組合ノ活動ヲナスコト
 能ハザルノミナラズ高給者モ下給者モ一率ノ會費ヲ課シテキル
 爲高給者ハ輕ク下給者ハ重キ憾ミアリ斯クノ如キハ斷ジテ組合
 ノ大ナル發展ヲ期スル所以ニ非ズ宜シク此際事情ヲ一蹴シテ會
 費制度ヲ合理的ニ改正スルト共ニコレニ依ルトコロノ増收ニヨ
 リ組合ノ内容充實機關ノ整備ヲ圖リ組合ノ基礎ヲ強固ニスベシ